

市民意識調査の結果を報告します

令和6年1月、皆さんの声を市政に反映させるため、市内に住む16歳以上の方3,000人を無作為に抽出し、市民意識調査を実施しました。調査結果の一部をお知らせします。

回答した方（回答率）

1,263人（42.1%）

性別 男性41.9% 女性57.5% その他0.2% 未回答0.4%

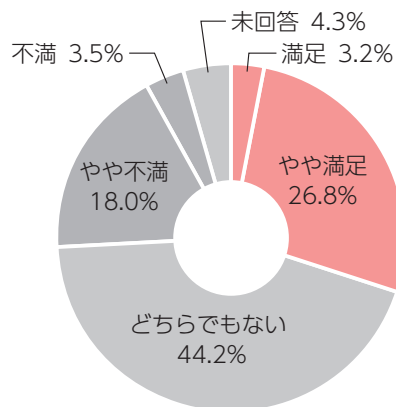
年齢 10代 2.5% 20代 7.7% 30代 9.1% 40代 12.8% 50代 16.9%

60代 19.4% 70代以上 31.4% 未回答 0.2%



土岐市の施策に満足していますか？重要な施策は何ですか？

市政の満足度



まちづくりの指針となる第6次総合計画の個別施策35項目の満足度と重要度を伺いました。

満足度

上位

1. 消防・救急の充実
2. 健康の増進
3. 上下水道の整備

下位

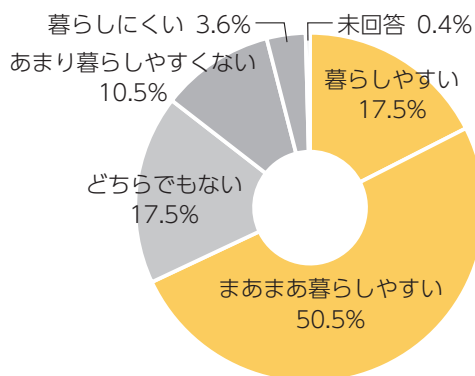
1. 公共交通の充実
2. 駅周辺の整備
3. 雇用環境の充実

重要度

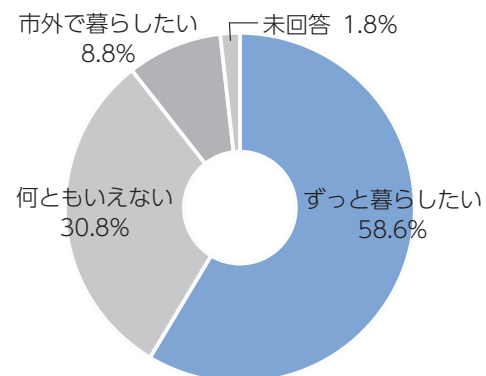
上位

1. 地域医療の充実
2. 消防・救急の充実
3. 防災・減災対策の推進

土岐市は暮らしやすいですか？



今後も土岐市で暮らしたいですか？



暮らしやすさ、居住意向を年代別に見ると、暮らしやすさは年代により大きな差は見られませんが、居住意向は年代が若いほど割合が低くなっています。今後、若い方にも住み続けてもらえるようなまちづくりを進めます。

市民の皆さんからの意見を参考に、令和8年度からの第7次総合計画を策定していきます。調査にご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

調査結果の詳細は市ホームページ（HP1003836）で公開しています。



6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、皆さんと共に一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された約14,000人が全国の各市町村に配置され、地域の皆さんに人権について興味をもってもらえるように人権教室などの啓発を行うほか、法務局・地方法務局や市役所などで人権相談に応じるなど、積極的な人権啓発活動を行っています。

土岐市の人権擁護委員

林敬久さん（土岐津町）	塚本泰二さん（駄知町）
加藤泰幸さん（妻木町）	長谷川満さん（肥田町）
稲垣妙子さん（鶴里町）	黒豆啓子さん（泉町）
中居祐子さん（曾木町）	鈴木清司さん（泉町）

特設人権相談

日時 6月4日(火) 午前10時～午後3時

場所 文化プラザ1階・展示室

※相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。

常設人権相談所

日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
(祝日を除く)

場所 岐阜地方法務局多治見支局2階・相談室
(☎22-1002)

☎ 市民活動課（内線357）

土岐市連合自治会 令和6年度の役員が決まりました

土岐市連合自治会の総会が、4月5日(金)に文化プラザ・ルナホールで開催されました。同会は市内8町の自治会の代表者で組織され、市民生活をより良くしていくために運営されています。総会では、令和6年度の事業計画や役員構成などを協議しました。

新しい連合自治会の役員は、次の皆さんです。

会長



柴田知明さん
(妻木町)

副会長



佐久間清隆さん
(土岐津町)

副会長



塚本省二さん
(肥田町)

役員

玉樹智文さん（下石町）	後藤久男さん（駄知町）
林和男さん（鶴里町）	加納弘夫さん（泉町）
小島三明さん（曾木町）	

また、自治会活動にご尽力された令和5年度の役員の皆さんに、感謝状を贈呈しました。

宮地喜博さん（下石町）	楓博さん（肥田町）
長谷川和春さん（土岐津町）	

☎ 市民活動課（内線356）

物価高騰重点支援給付金（こども加算）を支給します

低所得者の子育て世帯へ、児童1人あたり5万円の給付金を追加で支給します。※市から「給付金のお知らせ」が届いた世帯は手続きが不要です。

対象世帯

令和5年12月1日を基準日とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）または物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）の支給対象世帯のうち、18歳以下（平成17年4月2日～令和6年6月30日に出生）の児童を扶養している世帯

次の児童は対象外です

- ・基準日時点で扶養していない（生計を同一にしない）児童
- ・施設入所児童

※扶養している別世帯の児童は対象となります。

手続きが必要な世帯

- ・住民票が別の児童を扶養している世帯
- ・令和5年12月2日以降に出生した児童を扶養している世帯
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）または物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）の申請期限を過ぎたため受給できなかったが、対象児童を扶養している世帯

詳細は市ホームページ
(HP1008628) をご確認ください。



☎ 福祉課（内線285・289）

文系学部の方でも、土木技術職・建築技術職・機械技術職の受験ができます。

職 種	採用予定 人員	受 験 資 格 (各試験区分の要件を全て満たす方)	初 任 給
A 一般事務職 (大学卒)		ア 平成9年4月2日以降に生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方又は 令和7年3月31日までに卒業する見込みの方（学部は問いません） ウ 日本国籍を有する方	196,200円
B 一般事務職 (大学卒) 【社会人枠】	若干名	ア 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方 ウ 令和6年4月1日時点で、民間企業又は官公庁（同一事業所に限る）において3年以上継続して従事した期間がある方 エ 日本国籍を有する方	196,200円
C 土木技術職 (大学卒)		ア 平成9年4月2日以降に生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方又は 令和7年3月31日までに卒業する見込みの方（学部は問いません） ウ 日本国籍を有する方	196,200円
D 土木技術職 (大学卒) 【社会人枠】	若干名	ア 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む。）を卒業した方で、 土木の技術に関する専門課程を専攻した方 ウ 令和6年4月1日時点で、民間企業又は官公庁（同一事業所に限る）において土木の技術に関する職務に3年以上継続して従事した期間がある方 エ 日本国籍を有する方	196,200円
E 建築技術職 (大学卒)		ア 平成9年4月2日以降に生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方又は 令和7年3月31日までに卒業する見込みの方（学部は問いません） ウ 日本国籍を有する方	196,200円
F 建築技術職 (大学卒) 【社会人枠】	若干名	ア 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方で、 建築の技術に関する専門課程を専攻した方 ウ 令和6年4月1日時点で、民間企業又は官公庁（同一事業所に限る）において建築の技術に関する職務に3年以上継続して従事した期間がある方 エ 日本国籍を有する方	196,200円
G 機械技術職 (大学卒)		ア 平成9年4月2日以降に生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方又は 令和7年3月31日までに卒業する見込みの方（学部は問いません） ウ 日本国籍を有する方	196,200円
H 機械技術職 (大学卒) 【社会人枠】	若干名	ア 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 イ 学校教育法による大学（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方で、 機械の技術に関する専門課程を専攻した方 ウ 令和6年4月1日時点で、民間企業又は官公庁（同一事業所に限る）において機械の技術に関する職務に3年以上継続して従事した期間がある方 エ 日本国籍を有する方	196,200円
I 保育職	10名 程度	ア 平成9年4月2日以降に生まれた方 イ 保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を取得している方又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方	短大卒 179,100円
J 保育職 【社会人枠】	5名 程度	ア 昭和49年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 イ 保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を取得している方 ウ 令和6年4月1日時点で、保育園・こども園・幼稚園において保育士・保育教諭・幼稚園教諭として3年以上継続して職務に従事した期間がある方	短大卒 179,100円
K 調理員	1名	ア 昭和54年4月2日以降に生まれた方 イ 学校教育法に基づく高校（これと同等以上の学歴を含む）を卒業した方	164,000円

※「A・C・E・G」の区分内であれば、第2希望まで併願できます。

※いずれの職も、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※初任給は受験資格より上位の学歴や民間などの職歴がある場合、一定の基準により加算されます。

（初任給は現行の額であり、法令などの改正により変更になる場合があります）



▲市ホームページ

経済的理由により修学が困難な学生に奨学金を支給します

奨学金の種類

■生活応援奨学金

学業・スポーツ・文化活動の成績が優秀で心身健全な方を対象とした奨学金

■夢実現奨学金

学術文化活動やスポーツで全国大会や東海大会などで活躍する方、大学院で成績優秀な方を対象とした奨学金応募資格（次の全てを満たす方）

- ① 4月1日現在、本人または保護者が1年以上市内に在住していること
- ② 学校教育法に規定する学校のうち、高校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、大学、大学院のいずれかに在学する方（専攻科および別科は除く）
- ③ 保護者と本人の収入合計がおおよそ次の額以下の方
 - ・生活応援奨学金 400万円
 - ・夢実現奨学金 600万円※家族構成を考慮します。

奨学金の額

- ・高校生など 月額8,000円
- ・大学生など 月額1万円

支給期間 1年間（10月・3月に分けて支給）

※引き続き支給を希望する場合は1年ごとに申請が必要
奨学生の決定 書類審査の上、決定します。

申し込み 6月3日（月）～20日（木）に学校教育課の窓口へ申請書と必要書類を提出してください（郵送不可）。
申請書は同課で交付します。

その他 保護者の失業・廃業などで前年度より著しく所得が減少した世帯には、緊急支援奨学金制度があります。

☎ 学校教育課（内線368）

HP 1003179

放課後教室の臨時指導員を募集します

採用期間 7月22日（月）～8月28日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

勤務時間 午前7時45分～午後7時15分の間の4～7.5時間（応相談）

勤務場所 市内の放課後教室

採用条件 採用期間のうち10日以上勤務可能で、健康で子どもが好きな方

募集人員 10人程度

報酬（時給） 1,243円

※条件により通勤手当の支給あり

申し込み 5月31日（金）までに会計年度任用職員申込書をこども家庭課へ提出してください。（郵送可）

採用方法 面接を行い、6月下旬までに採用者を決定します。

☎ こども家庭課（内線181）

HP 1002916

私たちと一緒に働きませんか？

若手職員の声

自分が携わった道路の補修工事で、工事が終わった道路を自動車で通ったとき、自分の仕事によって快適で安全な道路になったことを実感してうれしくなりました。

技術職員

自分の生まれ育ったまちで、子どもたちと関わる仕事ができてうれしいです。

保育職員

窓口で住民の方の困りごとが解決したときに、「ありがとう」「聞いてよかった」など、直接感謝の気持ちを受け取ることができ、やりがいを感じます。

事務職員

令和7年4月採用 土岐市職員の募集 （調理員は令和6年10月1日採用）

第1次試験

日時 7月14日（日）

午前9時～9時25分受付

会場 セラトピア土岐

内容 A～H 教養試験・適性検査

I・J 教養試験・適性検査

教養試験は公務員試験に向けた準備をしていない方でも受験しやすい試験です。

K 適性検査

結果の発表

いずれの職も、第1次試験の合格発表は7月下旬（予定）に受験者全員に通知します。

第2次試験

期日 8月中旬 会場 文化プラザ

内容 面接（全職種）、作文（A～H）、ピアノ

・読み聞かせなどの実技試験（I・J）

第3次試験

期日 9月上旬 会場 文化プラザ

内容 面接（A～J）※Kは第2次試験までです。

受験の手続き

6月3日（月）～19日（水）（土・日曜日を除く）の午前8時30分～午後5時15分（必着）に、市ホームページ（HP1002938）にある採用試験申込フォームからお申し込みいただくか、試験申込書など（人事課で配布または市ホームページからダウンロードできます）を同課へ持参または提出してください。

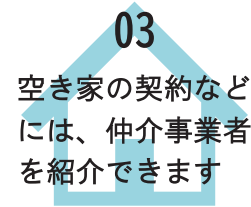
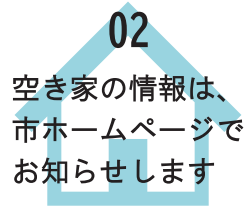
☎ 人事課人事研修係（内線536）

空き家を活用しませんか

問 市民活動課（内線357）

空き家をお持ちの方、空き家バンクに登録して空き家を活用しませんか。

空き家バンクは、空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、空き家の購入・賃借を希望する利用者を結びつけるものです。



※市は物件の交渉・契約に関与しません。

空き家バンクの Q&A

Q 登録の手続きは大変ですか？

A 手続きは、①登録申込書の提出、②現地確認（立会）の2つの手続きで完了します。

Q 古い家だけど大丈夫かな…

A 空き家のリフォームの補助金制度があります。詳しくは、市ホームページ（HP1004291）をご確認ください。



Q 家の中に家具が置いてあるのですが、大丈夫でしょうか。

A 空き家バンクへの登録はできます。ただし、契約、引渡しまでに計画的に片付けることをおすすめします。

空き家バンクの詳細は市ホームページ（HP1004292）をご確認ください。



危険な空き家の除却費用を補助します

問 生活環境課（内線167）

老朽化などによる倒壊や破損など、周辺に悪影響を与える恐れがあると市が判定した危険な空き家を対象に、除却費用の一部を補助します。

対象となる空き家

- ・個人が所有する市内の空き家（住宅。固定資産課税台帳に登録されているもの）
- ・所有権以外の権利が設定されていない空き家
- ・公共事業による移転などの補償対象になっていない空き家

※除却のため他の補助金を受けた場合は対象外です。

補助対象となる工事

- ・敷地内にある補助対象の空き家とそれに附属する工作物など全てを除却する工事
- ・補助を受ける方（申請者）が発注する工事
- ・市内に事業所がある工事業者（解体工事業などの登録が必要）が行う工事
- ・補助金の交付決定後、工事業者と請負契約を結び、令和7年2月15日までに完了する工事

補助を受けられる方

空き家の所有者またはその相続人（複数の場合は、全員の同意が必要です）

補助額

空き家やそれに附属する工作物などの除却費用の2分の1（上限50万円）

※除却で発生した廃材などの撤去とその処分費用を含みます。

※家財道具や荷物の処分費用は対象外です。

受付期間と受付件数

5月22日（水）から10月31日（木）まで

5件程度（予算がなくなり次第終了します）

※申請の前に相談してください。対象となるか調査・判定します。